

清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会設置要領

(設置)

第1条 「清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という)について、2016年に策定した取り組みに関して2019年までに効果検証を行い、2020年から6年間の計画を策定することを目的に、清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会(以下「懇談会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、市長に対し有識者の立場から客観的かつ多角的な意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略の基本目標(以下「基本目標」という。)、施策に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) 基本目標における数値目標に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、懇談会を代表して会務を総括する。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定した委員が座長の職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会に座長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。